

平成 30 年 第 11 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年11月22日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年11月22日（木） 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎3階 第5会議室

○ 出席した委員（19名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（5名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	25番 湯澤 敏幸
21番 米山 茂寿	24番 宮下 修	

○ 欠席した委員(1名)

23番 大沼 昌弘

○ 事務局職員出席者

12番 上田 佳子      13番 宮澤 辰夫

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第56号 現況証明について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後3時45分

午後3時00分 開会

局 長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第11回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

どうも、こんにちは。(一同「こんにちは」)

昨日は駒ヶ根農業収穫祭がアイパルで行われました。農業委員の皆さん、大勢の皆さんに御出席をいただきまして、担当地区が下平地区さんで、本当に小松委員さん、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。13回目っていうことで、各地区の営農組合の持ち回りでやっているんですが、下平の営農組合、下平ファームで、内容を見ると非常に充実した営農組合になっているのかなと、そんなふう感じたわけです。それも、上在の営農組合で9月に下平の下平ファームを視察させていただきました。きのうの報告が、ああそうだったなというふうによく理解ができたところです。いずれにしても、来年は中沢ということになりますので、またよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、先般16日の日に、市長さん、それから議長さんへの意見書の提出を終えました。先月の協議会、総会の中で決定をいただきました意見書について提出をしまいいりました。特に、その中で、やはり最適化交付金の案件について議長さんによくお話をし理解をいただいたところでありまして。いずれにしても、指針はできましたんで、条例でもってやらないと上乘せ条例になりませんので、その点で議会の同意、可決が必要になりますので、その点でよく理解をいただくようお願いをしまいいったところでありまして。今月半ばは会議がずっと続いておりまして、後でまた報告をそれぞれからしていただくわけですが、少しようやく落ち着いたかなと、残すところ、ことしもあと40日くらいになりますので、ただ、11月が暖かだったんでありがたかったところもあるんですが、やはりあすのあたりから大分冷え込んでくるのかなと、そういうふうに思っています。委員の皆さんも体調を崩して風邪をひくようなことのないように、ひとつ気をつけていただいお願ひしたいなというふうに思います。

簡単ですけども、一言ごあいさつにさせていただきます。

よろしくお願ひします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を16番 氣賀澤道雄委員、

お願いします。

16番 (氣賀澤 道雄君)

農業委員になりまして1期目なんですけれども、この1期目に感じていることを述べさせていただきます。

今、世の中でよく使われる言葉にダイバーシティっていう横文字があります。その意味は、日本語でいいますと多様性という意味だそうです。以前は、一昔前は、ちょっと市民権を得なかった例えば同性、LGBTの方たちのような方が市民権を得て、同性同士の婚姻等も条例等で認められる地域も出てまいりました。

それで、農業を振り返ってみますと、現在、国の方針で農地の集約をして大規模の農業を推進しようということで国の方向性が出て、それに対して農業委員会も協力するというような形で活動していると認識しています。

ただ、その多様性という観点から見ますと、大規模農業だけではなくて、個人のやりたい農業をやりたいという人も幾つか見ておりますし、また、そのような希望のある方も何人か存じ上げております。

それと、また先日の認定農業者等の果樹の部会に出ましたところ、自分の父親が農業をやっているんですけども、やりたいという後継者の方がいたんですが、補助金の関係で断念したっていう方が2~3人おられたという話を聞いております。ですので、大規模農業をすることは確かに国としては必要であると思いますが、また個々にやりたい農業をするということをサポートしていくことも一つの方向ではないかなというふうに感じています。ただ、行政の方針と違うことをやるっていうことは非常に経済的にも厳しいという現実もあります。そこら辺をどうやっていったら、農業人口を増やすためには、また、その少数のところへ光を当てていくのも一つの方策かなあというふうにも感じております。ですので、任期あと1年ちょっとでありますけれども、農業委員としてどんなことができるかなということも考えていきたいなと思っているのが現状の気持ちであります。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより平成30年11月1日付、告示第8号をもって招集した平成30年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

主 任

23 番 大沼昌弘委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 12 番 上田佳子委員、13 番 宮澤辰夫委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 4 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 2 ページの左側をごらんください。

3-1 で表示した場所になります。

上赤須区の [ ] の南東 1 筆 841 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は、農業の規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 2 ページ右側をごらんください。

3-1 で表示した場所になります。

中沢区、 [ ] の南 1 筆 174 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、自宅のそばに農地を取得することで規模を拡大できるため当地を取得したい、譲渡人は、県外に住んでおり農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 3 ページ左側をごらんください。

3-3 で表示した場所になります。

中沢区、 [ ] の北東 1 筆 934 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は、県外に住んでおり農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続きまして4番となりますが、場所につきましては3ページ右側から4ページまでをごらんください。

3-4 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの周囲計 16 筆、面積につきましては計 5,274 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は、県外に住んでおり農地の管理ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

以上4件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いします。

3 番 (酒井 一義君)

1番ですけれども、この農地は上赤須になるんですけれども、今XXXXさんはXXXXのほうに住んでいるということで農地から離れておりまして、また農業機械なんかも余り保有していないということで、農地の維持管理が困難になっていたところでもあります。また、以前から、この農地でありますけれども、農地パトロールの対象地区なんかに入っていて何とかしなきゃいかんかあと思っていたところでもありますけれども、隣の農地を持っているXXXXさんが引き受けてもいいよということになりまして、いい方向に行ったのかなあと思っております。

以上です。

4 番 (井口 英昭君)

2番の関係ですけれども、譲渡人は今XXXXに住んでおりまして、なかなかこちらに帰ってくるできないということで、農地も荒れ放題というのはいんですけれども、管理できないというような状況でございます。譲り受け人はXXXXさんで、うちは大曾倉のXXXXの入り口のすぐ上ということで、大曾倉の一番上になります。そんな中身で、今回XXXXさんのXXXXのところに土地を買って、ここへ出てくるということでございまして、そのうちのそばにXXXXさんの農地があるということで、その土地を購入することに

よって規模拡大を図りたいという中身で、備考の内容のようなことで、一応了承しました。

また、隣家の皆さんにも一応お話を伺う中で「了承するよ。」ということでもございましたので、特別問題はなかろうというふうに思います。

以上です。

18番 (春日 利一君)

3番、■■■■さんですけど、■■■■さんの奥さんの妹さんです。4～5年前までは東京から来て土地を耕して管理していたんですけど、ちょっと管理し切れないということで、この■■■■さんが買い受けて管理するということが決まっております。

4番ですけど、■■■■さんは■■■■さんの奥さんの弟さんです。東京のほうへうちを建てて何か商売をしているようなので、今まで、2～3年前までこちらへ来て草を刈ったり耕したりしておりましたけれど、いよいよやり切れないということで、■■■■さんが譲り受けて、土地を守ったり草を刈ったりということで、中山間地にも入っておりますので、土地を守っていかなければならないということで、別に問題はないと思いますけど、ちょっと歳なので「できますか。」と言ったら「ああ、俺は頑張ってやります。」という言葉をいただいたので大丈夫かと思えます。

以上です。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

11番 (西村 功君)

4番の関係ですけど、耕作面積の関係ですが、3,171 m<sup>2</sup>ということで、対象面積が16筆で5,274 m<sup>2</sup>というふうになっていますが、この関係はどういうことでしょうか。

主任 (出口 大悟君)

確認しまして、後ほど御報告するよういたします。

会長 (堺澤 豊君)

春日委員さん、何か聞いていますか。

18番 (春日 利一君)

別に聞いていないけど、中山間地に入っているから畦畔の面積まで入っているんじゃないかと思うけど、違いますか。

会長 (堺澤 豊君)

後で調べて確認して報告してください。



主任 (出口 大悟君)  
はい。報告します。

会長 (堺澤 豊君)  
西村委員さん、それでよろしいですか。

11番 (西村 功君)  
はい。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。——ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 52 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
計 2 件でございます。  
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側をごらんください。  
4-1 で表示した場所になります。  
北割 2 区、XXXXXXXXXX の南 2 筆 149.89 m<sup>2</sup>になります。  
5 ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、貸駐車場用地。  
理由でございますが、申請人は、市道用地の買収により残った土地が形状の関係で耕作が難しく、南側の隣接地は既に貸駐車場として利用しており、新たに駐車場を貸してほしいという要望もあるため貸駐車場として使用したというものでございます。  
農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分に

つきましては3種の用途地域となります。

続きまして2番となりますが、場所につきましては6ページ右側をごらんください。

4-2で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北1筆196㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用倉庫、車庫、住居敷地。

理由でございますが、申請人は、今回の申請地が宅地であると認識し、以前に旧建物を建築したが、今回地目が農地であることが判明したため転用の申請を行いたい、また旧建物が老朽化してきており、改築するため当地を使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

計2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番の[REDACTED]さんの土地ですが、これ[REDACTED]で、今回、[REDACTED]線が開通するに当たり、場所的には[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、移転ももうされている部分もあるんですが、そこから真っすぐ西に上がる道路で、畑が斜めに分断されてしまうということで、この土地の南側は既に契約駐車場になっていますし、住宅街の中、2筆ありますが、1筆は三角形の面積的に25.89㎡ですが、三角形のはすの部分が残ってしまったのであわせてという申請で、特に問題はないと思います。

8 番 (村上 英登君)

2番の申請人は専業農家の人であります。昔から牛を飼っていたり水稻づくりをしているんですけど、その一番上ですけど、牛舎だとか農業用の物置を建てたときには宅地だと思って認識していたらしいんです。それで、今度新しく農業用倉庫をつくるに当たりいろいろ調べてみたら地目が畑という、農地ということで、こういう申請を出したってということであります。

ちなみに、私の隣の家でありますので、私の本当に小さいときから、ここには牛舎等が建っていましたので、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

会長 「なし」と呼ぶ者あり  
(堺澤 豊君)  
なければ、議案第 53 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 「異議なし」と呼ぶ者あり  
(堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

主任 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書の 7 ページをお開きください。  
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をして、御提案とさせていただきます。

計 3 件でございます。  
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 8 ページの左側をごらんください。

5-1 で表示した場所になります。  
上穂町区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 991 m<sup>2</sup>になります。  
7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。  
理由でございますが、譲受人は、今後の生活資金として資産運用を目的に申請地を購入しアパートを建築したいと考え、当地を取得したい。譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。  
中沢区、XXXXXXXXXX の南西 1 筆 340 m<sup>2</sup>になります。  
7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、発電施設。  
理由でございますが、譲受人は、新宮川を利用して水力発電所を建築するに当たり申請地が適しているため当地を取得したい、譲渡人は、農業を行ってお

らず、今後行う予定がないため農地の規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては9ページ左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの南西5筆878㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗、駐車場。

理由でございますが、借受人は、申請地において飲食店を営んでいるが、店舗が手狭となってきており、建物の改築と駐車場の整備を行うに当たり申請地が適しているため当地を使用したい、また、旧建物は一部農地に建築されており、状況を是正するため転用申請を行う、貸付人は、年齢等の事情により今後農業を継続することが困難なため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、申請地のうち東伊那XXXXXXXXXX以外の4筆につきましては農振地域内の農用地区域外、東伊那XXXXXXXXXXにつきましては平成8年1月12日に農振除外が認可となっております。

農地区分としましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

計3件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (塚澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

13番 (宮澤 辰夫君)

1番ですけれども、8ページの左側を見ていただければわかると思いますけれども、農地パトロールをしたときに荒らし放題になっているところで「弱ったなあ。」と言って「何とかならんかねえ。」と言っておった場所にうちが建つていうので、これはいい塩梅だと思ったんですが、実は、ここには排水路がなくて、しかも990㎡のところへアパートが建つていうことなんで、そうすると、駐車場の面積、それからアパートの建物の面積からすると、かなり雨が降ったときの排水量が出るなあということでもって、一番先それが気になったので、そのことについて質問したわけですが、これは今はやりの地下浸透式の舗装ができるということで、今道路をつくるときも、土を出しちやって、1mくらい砂利を入れて、その上へ水がしみ込むアスファルトの舗装、「そういう地下浸

透式の舗装をしますから大丈夫です。」ということで、それ以外に絵を見ると4カ所に水をためる水槽がついておりましたので「雨量が多過ぎたときには、ここも地下浸透だね。」と言ったら「ええ。そういうふうにする計画ですので。」と言うので、それじゃあ、まあ何とかなるなと思っております。

それから、もう一つが、この周りがある、西側と東側のところで■■■■さんっていう人が野菜をつくっていて、協会等へ出荷したりして今も頑張っているんですけども、このアパートの北側の畑のマークがあるところに、実は梅の木が3本ありまして、相談に行って「おい。梅の木は凝固剤消毒するんだよね。」って言ったら、そしたら「いや、実は……。」って言って、それで「ちょっと奥さんと相談してやってくれんかねえ。」と言って、アパートの駐車場の際のところに梅の木があるということで、「これへ消毒すると、今度は自動車へ凝固剤がかかると塗装が全面的にだめになってしまうので、補償問題が起きるぜ。」と、そう言ったんですが、家族っていうか、■■■■さんのところで2人で相談した結果「昨年からは、もう梅は手をつけないようにして消毒しておらんので、花が咲くのを見て楽しむだけで、消毒はしておらんでね。」と言うので、「それじゃあ、これからはする予定はないかね。」と言ったら「うん。する予定はない。」ということだったので、それじゃあいいかしらんということで、一応意見書にはその断り書きを書いておきましたけれども、無事何とか解消するという判断をしています。

5 番 (田村 進君)

それでは2番ですけど、先月の総会の折に、この■■■■、取水の■■■■、これの許可いただきまして、今回は発電施設ということでの申請であります。

今現在、この敷地、ほとんど原野状態です。この発電施設ができてからかでもきれいになるかなあということで、逆によかったなあということで、特に問題ないと思います。

8 番 (村上 英登君)

3番ですけど、農地パトロールの折に皆さん■■■■でお昼を食べたと思います。それで、あそこのとめた駐車場は■■■■で、いろいろ問題がありますので、近く、その店舗の下なんですけど、下へ駐車場をつくりたいってことで申請が出ました。それで、貸付人は、お子さんはいるんですけど、都会に住んでいてこっちへ帰ってくる予定がないので、農地を持っていても困難ってことで「将来どうしていくかなあ。」と思っていたときに駐車場をつくりたいって申し出がありましたので、それに応じたということです。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

- 質問、御意見ございませんか。
- 1 1 番 (西村 功君)  
上穂の 1 番の土地ですが、これは進入路っていうのはどんな形になるのか、また、3 棟建てるようですが、住戸数っていいですか、どんな形態のアパートになるのか、お願いします。
- 主 任 (出口 大悟君)  
接道の関係ですが、ちょっと私、確認不足でして、接道のほうについては確認したいと思います。  
建物の形状なんですけれども、今回の申請地の西側に 12 戸の建物が 1 棟と、東側にそれぞれ戸建ての 1 棟ずつの計 3 棟が建設予定ということで申請には上がってきております。
- 1 1 番 (西村 功君)  
平屋建てですか。
- 主 任 (出口 大悟君)  
そうですね。はい。
- 1 1 番 (西村 功君)  
ちょっとお話が最初にあったのは、進入路がちょうどこの道路の真ん中位置が西からなのか東、西は今お話があったように畑なら、東から、また南からかなあとも思うんですけど、わかりづらい。
- 主 任 (出口 大悟君)  
すみません。平屋ではなくて 2 階建てです。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)  
これ、絵によると、東側の道路から入るとい形です。
- 1 1 番 (西村 功君)  
それは、また別の人の土地を通るといことですか。
- 主 任 (出口 大悟君)  
計画では、東側の土地についても建物を建てるということで計画書には記載いただいているんですが、今回の申請については西側の農地のみといことでしたので、恐らく宮澤委員さんがおっしゃるように東側の道路から進入すると思うんですけども、ちょっと念のため確認させていただきたいと思います。
- 1 1 番 (西村 功君)  
それは転用の必要がない、もう宅地になっているところからいことですか。
- 主 任 (出口 大悟君)  
そうですね。それも含めて確認いたします。
- 1 3 番 (宮澤 辰夫君)

会長 現在うちが建っている、東側は。  
(堺澤 豊君)  
西村委員さん、よろしいですか。

11番 (西村 功君)  
はい。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。

17番 (小松 由喜一君)  
第1種低層住居専用地域ってなっているんだけど、高さ制限がある地域なんだと思うんだけど、どのくらいの制限になっているか、ちょっと教えてください。

主任 (出口 大悟君)  
すみません。そうしましたら、ちょっとその高さ制限についても確認してまいります。

会長 (堺澤 豊君)  
住宅の高さの制限が何mか、それを調べてください。

主任 (出口 大悟君)  
はい。

会長 (堺澤 豊君)  
後で御報告します。  
小松委員さん、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)  
はい。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。

11番 (西村 功君)  
2番目の土地ですけれども、開発をされるところ、XXXXXXXXXX株式会社ですか、この概要がわかれば、わかる範囲でお願いしたいと思いますけど、どんな会社か。

主任 (出口 大悟君)  
会社の概要ですか。

11番 (西村 功君)  
規模なり営業箇所数とか、そういった情報。

会長 (堺澤 豊君)  
事務局、わかりますか。

主任 (出口 大悟君)

11番 (西村 功君) 今回の申請地にかかわる規模ですか。

会長 (堺澤 豊君) とうか、会社自体が。

主任 (出口 大悟君) ( ) 株式会社の概要について。

11番 (西村 功君) すみません。ちょっと添付の資料ですと詳細な概要はちょっと載っておりませんでしたので、それも確認してまいります。

会長 (堺澤 豊君) わかる範囲でいいんですけど、特に直接関係はないんですけど、どんな会社かなあとって、規模とか。

5番 (田村 進君) 田村委員さん、( ) 株式会社っていうの、その概要やなんかは聞いたことありますか。

会長 (堺澤 豊君) ( ) っていう、ここへちょっと出していただきました。一応名称は( ) 株式会社、創立が昭和 35 年、所在地は( ) とあります。資本金が 2 億 5,000 万円ということで、株主が( )、これが 100% 出資会社のようなのです。

11番 (西村 功君) 西村委員さん、よろしいですか。

会長 (堺澤 豊君) はい。

主任 (出口 大悟君) 会社の概要については、そういうことだそうです。

会長 (堺澤 豊君) はい。

会長 (堺澤 豊君) ほかに。——ございませんか。

会長 (堺澤 豊君) [「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君) なければ、議案第 54 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 (堺澤 豊君) [「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による



許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 55 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 （大野 秀悟君）

それでは議案書 10 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間事業）を御説明し、御提案と  
させていただきます。

農用地利用集積計画総括表をごらんください。

まず公告年月日ですが、平成 30 年 12 月 1 日、期間の終期であります、5  
年が 9,661 m<sup>2</sup>、10 年が 1 万 937 m<sup>2</sup>で、合計 2 万 598 m<sup>2</sup>となります。

貸し手が 3 で、借り手は農業開発公社のため 1 となります。

11 ページが利用権設定をする各筆明細となっております、4 名の土地所有  
者が長野県農業開発公社に合計で 6 筆を貸し付けることとなります。

権利の種類につきましては、使用貸借と賃借権とありますので、御確認をく  
ださい。

以上 4 件 6 筆について御審議をお願いしまして、審査、決議の対象ではあり  
ませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、12 ページにあります利用配分計  
画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でありますので、御確認をお願い  
したいと思います。

以上でございます。

会 長 （堺澤 豊君）

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

ちょっと 1 件確認をさせていただきます。

4 番の権利の設定を受ける者に [ ] さんがなっているんですが、一応  
権利の設定を受ける者っていうのは認定農業者もしくは担い手っていうこと  
になっていると思うんで、これ、 [ ] さんでもよろしいのかどうか。

次 長 （大野 秀悟君）

確認して、また……。

会 長 （堺澤 豊君）

認定農業者は [ ] さんの [ ] さんがなっているんで、家族でもいい  
のかっていうことなんです。

次 長 （大野 秀悟君）

ちょっと確認またしておきます。

会 長 (堺澤 豊君)  
というのは、地域人・農地プランの中で担い手として位置づけているのは、認定農業者だとか新規就農者だとか、そういった皆さんでないと借りておっても中間管理機構からは借りられないという部分があるんですよ。

17番 (小松 由喜一君)  
[REDACTED]さんは一応担い手扱いになっています。

会 長 (堺澤 豊君)  
なっているの。

17番 (小松 由喜一君)  
はい。大田原一带を前回、中間管理機構でやっているんですが、そのときにも [REDACTED] でやっています。特に [REDACTED] さんでは問題があるっていうことで、担い手に変えてあります。だから、下平営農組合的には、担い手として扱っていると云ったらいけないけど、そういう扱いになっています。

会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。——ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 55 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第 56 号 現況証明について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)  
それでは議案書 13 ページをお開きください。  
現況証明について説明をし、御提案とさせていただきます。  
1 件でございます。  
場所につきましては、14 ページ、現況証明-1 で表示した場所になります。  
地区につきましては、東伊那区、[REDACTED] の東 3 筆 143.91 m<sup>2</sup>になります。  
13 ページにお戻りください。  
宅地敷地ということで、経過説明でございますが、昭和 40 年以前から宅地として使用しており、提出されました土地家屋課税台帳で昭和 40 年に当地に

住宅を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、また事務局で現地確認済みでございます。

会 長

1 件について御審議をお願いいたします。

(堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

1 番

(小池 慶一君)

ただいま事務局のほうから説明があったとおりですが、地図を見ていただきますと左下に■■■■さんっていうお名前があるわけですが、以前ここに住んでいまして、それを、実は私の近所でもありまして、このとおり、そのころここに建てたという私も覚えがあります。そのときに、この今の■■■■さんのほうからあったんですが、このものが畑地であったということは■■■■さんも知らずにいたということで、今回宅地にして現況のとおりにしたいということでもありますので、問題ないと思います。

以上です。

会 長

(堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(堺澤 豊君)

なければ、議案第 56 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(堺澤 豊君)

異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成 30 年第 11 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 3 時 4 5 分 閉会